

# 次期岩手県食の安全安心推進計画（素案）の概要

《現行計画の基本目標》（H28～R2）  
 県民に信頼される食品が生産・供給され、安全で安心な食生活が営める社会

- 食品関連事業者は、安全な食品を生産・供給
- 県民は、食の安全安心を確保する取組の理解を深める
- これによりすべての関係者の相互理解及び県民の食品に対する信頼が醸成され、安心して食生活を営める社会が実現

## 現行計画の施策

### I 安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進

- 施策1 生産段階における食品の安全性の確保への支援
- 施策2 製造・加工、流通段階における食品の安全性の確保への支援
- 施策3 食の安全安心に関わる人材の育成
- 施策4 環境負荷の少ない産地づくりの推進

### II 食品に関する信頼の向上と県民理解の増進

- 施策5 食品の適正表示の推進
- 施策6 食品の信頼向上のための相互理解の増進
- 施策7 自主回収報告制度による食品回収情報の適切な提供
- 施策8 食育を通じた食の安全安心に関する知識の普及啓発

### III 監視・指導の強化等による安全安心を支える体制の充実

- 施策9 生産段階における監視・指導
- 施策10 製造・加工、流通段階における監視・指導
- 施策11 輸入食品に対する監視・指導
- 施策12 危機管理体制の充実
- 施策13 食品の安全性確保等に関する調査研究の推進
- 施策14 情報の提供と相談体制の充実

### 【食の安全安心を取り巻く現状・社会情勢等の変化】

- ・国内においては、ノロウイルスや腸管出血性大腸菌による大規模かつ広域的な食中毒、食品による健康影響等が発生
- ・食のグローバル化による食品の輸出入の増加
- ・食品衛生法の改正により、HACCPに沿った衛生管理等が制度化された。
- ・食品表示についての制度改正が続いている。
- ・食品衛生法、食品表示法の改正により、食品等の自主回収が制度化された。
- ・県内においては、岩手版HACCP導入割合の上昇、食品の購入にあたって不安を感じる割合の減少がみられる。
- ・食中毒や食品偽装などの事件は依然として発生している。

### ■計画のポイント（岩手県食の安全安心推進条例の基本理念）

- ・食品を摂取する県民の視点に立って必要な施策を講じる
- ・食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、健康への悪影響を未然に防止する措置を講じる必要
- ・事業者、県民、県等すべての関係者の相互理解と連携
- ・環境に及ぼす影響について配慮

### ■新しい計画への移行の考え方

- ・現行計画の方向性を継続し、新たな課題や情勢に対応しながら食の安全安心に関する取組を推進する。
- ・SDGsへの貢献を見据えて取組を推進する。

## 成果と課題

### 【成果】

- 岩手版HACCPによる衛生管理の普及、GAP導入産地の拡大、食の安全安心に関わる人材育成を着実に実施（営業施設のうち重点対象施設の岩手版HACCP導入割合 H26：50.1%⇒R1：56.0%）

### 【課題】

- HACCPに沿った衛生管理の法制化に伴う取組に係る支援
- 食中毒や食品衛生法違反（残留農薬基準超過）などは依然として発生

### 【成果】

- 食品表示の指導、リスクコミュニケーションや出前講座を着実に実施し、県民が食品の購入にあたって不安を感じる割合は減少（食の安全安心に関する出前講座等の実施回数 H26：141回⇒R1：152回）

- 県民運動として展開してきた地産地消の推進は、県民の参画による自発的な取り組みとして展開されている。（給食施設での県産食材利用率(重量ベース)H26：42%⇒H30：61%）

### 【課題】

- 減少はしたが、いまだ約半数の県民が食品の安全性又は信頼性に不安を感じている。（「食品の購入にあたって不安を感じている割合」H26：64.0%⇒R1：49.3%）

### 【成果】

- 生産、製造・加工、輸入、流通過程など食品を供給する各段階において関係機関と連携を図り、食品の安全性や食品表示などに関する監視・指導を実施し、計画は概ね達成（本県産の貝毒食中毒発生件数 H26：0件⇒R1：0件）

- 危機管理体制の整備・訓練、農薬等の分析法開発等に関する研究、県産食材等の放射性物質検査及び結果の公表など食の安全安心に関する情報発信を実施（食中毒対策緊急連絡訓練実施回数 H26：1回⇒R1：2回）

### 【課題】

- 食中毒や食品衛生法違反（残留農薬基準超過）などは依然として発生
- 食品衛生法違反が0件である一方で、3割以上の県民が輸入食品の安全性を不安に感じている。

### 【県内における状況】

- ・食中毒の発生件数（うち営業施設） H26：10(9)件⇒R1：8(4)件
- ・不良食品の発生件数 H26：58件⇒R1：49件
- ・食品衛生法に基づく回収命令事案 H26：1件⇒R1：0件
- ・食品表示法違反による改善命令等件数 H26：0件⇒R1：0件
- ・事業者の自主回収事例（条例） H26：19件⇒R1：10件
- ・輸入食品に関する残留農薬基準超過等の食品衛生法違反件数 H26：0件⇒R1：0件
- ・流通食品の放射性物質濃度の基準値超過件数 H26：0件⇒R1：0件

## 新しい計画【計画期間：R3～R7】

### 【基本目標】

県民に信頼される食品が生産・供給され、安全で安心な食生活が営める社会

施策の方向	主な取組
<b>I 安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進</b> 施策1 生産段階における食品の安全性の確保への支援 施策2 製造・加工、流通段階における食品の安全性の確保への支援 施策3 食の安全安心に関わる人材の育成 施策4 環境負荷の少ない産地づくりの推進	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的なGAPの取組・活用の推進等</li> <li>・HACCPに沿った衛生管理についての取組の支援</li> <li>・農薬管理使用アドバイザー、食品衛生推進員、食品適正表示推進者等の育成</li> <li>・環境負荷の少ない農業技術の普及拡大</li> </ul>
<b>II 食品に関する信頼の向上と県民理解の増進</b> 施策5 食品の適正表示の推進 施策6 食品の信頼向上のための相互理解の増進 施策7 自主回収報告制度による食品回収情報の適切な提供 施策8 食育を通じた食の安全安心に関する知識の普及啓発	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品表示法に基づく点検指導、不当表示等に対する指導、食品の虚偽又は誇大広告に関する指導等</li> <li>・食の安全安心に関するリスクコミュニケーションの推進、出前講座の実施、FCPの推進等</li> <li>・自主回収報告制度の確実な実施と迅速な情報提供等</li> <li>・食の安全安心に関する知識の普及と理解の増進、食育を通じた農林水産業に対する理解の増進</li> </ul>
<b>III 監視・指導の強化等による安全安心を支える体制の充実</b> 施策9 生産段階における監視・指導 施策10 製造・加工、流通段階における監視・指導 施策11 輸入食品に対する監視・指導 施策12 危機管理体制の充実 施策13 食品の安全性確保等に関する調査研究の推進 施策14 情報の提供と相談体制の充実	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬適正使用の指導、家畜伝染性疾患の発生予防の検査・監視、貝毒の監視・指導等</li> <li>・県内流通食品の検査及びHACCPに沿った衛生管理も踏まえた監視指導等</li> <li>・輸入食品に対する収去検査と監視指導、輸入食品に関する検査等の情報の提供</li> <li>・食に関する危機管理対策の運用と訓練の実施、災害発生時の食の安全安心の確保等</li> <li>・残留農薬や動物用医薬品の分析体制の強化等</li> <li>・食の安全安心に関する情報発信の推進、食品衛生監視員の資質向上等</li> </ul>

### 【計画の推進と進行管理】

- 毎年度、岩手県食の安全安心委員会による施策評価を行い、結果を公表
- 県民等の意見を施策に反映